

有限会社 草谷

女性活躍のための一般事業主行動計画

全ての従業員が仕事に誇りを持ち、女性がより一層活躍できる職場環境を整えるために、次の行動計画を策定します。

1. 計画期間：令和4年6月1日～令和7年5月31日まで
(3年間)

2. 内容

目 標：年次有給休暇の年間の取得率を従業員1人当たり7割以上とする。

<取組内容>

- 令和4年 8月～ 年次有給休暇の取得状況の把握
勤怠管理システムの導入
- 令和4年 11月～ 各部門にて年次有給休暇取得計画を策定
- 令和5年 7月～ 各部門において年次有給休暇の取得状況の把握、改善策の検討及び実施